

公立大学におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止について

2023年11月13日

公立大学協会 会長

相原 道子

現在、様々な教育現場において、性犯罪や性暴力抑止への取り組みが強く求められている。大学においても、学生や教職員が安心して学修し、教育、研究、社会貢献活動に取り組める環境をつくり、維持するために、大学組織及びその構成員が、セクシュアルハラスメントを含む性暴力等を断固許容しない姿勢を明確に示すことが求められる。

公立大学協会は、2023年1月に策定した「公立大学ガバナンス・コード」の基本原則5の中に「人権の尊重とハラスメント防止」（原則5-3）を置き、「公立大学は学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取り組みを進めていく。」と明記した。

各公立大学においても、かねてよりセクシュアルハラスメント・性暴力等の防止に真摯に取り組んできたが、「公立大学ガバナンス・コード」も参照しつつ、社会情勢の変化を踏まえ、セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止、及びその被害が生じた場合の対応等について、下記の課題に留意しながら、その取り組みを確実に進めることとする。

1. セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対処に関する方針等の整備
2. セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分基準の整備と明示
3. セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分等に関する適切な公表
4. 教員採用段階におけるセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の確認
5. 警察や医療機関、支援センター等の学外関係機関等との連携推進

以上